都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割に係る特別徴収義務者の皆様へ

改元に伴う納入申告書の取扱いについて

■ 当面の取扱い

2019年5月1日の改元に伴い、**令和元年(2019年)5月1日以降**、「令和」が記載された納入申告書にて納入申告していただく必要があります。ただし、「令和」が記載された納入申告書を配布できるようになるのは、9月以降となる見込みです。「令和」が記載された様式を配布できるようになるまでの間は、引き続き「平成」が記載された様式の配布を行っております。

そのため、当面の間、東京都へ納入申告していただく際には、以下のとおり<u>「平成」</u>が記載された 納入申告書を修正して</u>使用してください。

ご理解、ご協力をお願いします。

≪納入申告書の修正方法≫

納入申告書の「平成」部分を二重線で消し、「令和」を記入してください。(訂正印は不要です)



※詳細は、裏面記載例をご参照ください。

■ 「令和」が記載された様式の配布時期

「令和」が記載された様式の配布時期は<u>9月以降</u>を予定しております。大変恐れ入りますが、個別に中央 都税事務所までご請求ください。

なお、「令和」が記載された様式については在庫数に限りがございますので、部数制限をさせていただく場合がございます。

何卒ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

■ その他

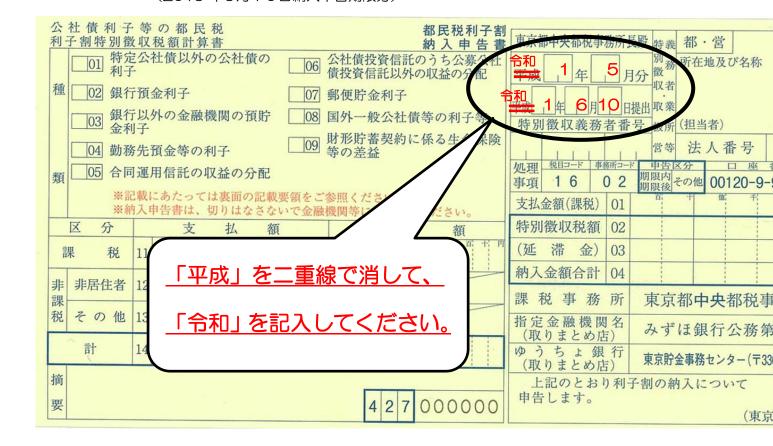
- ・主税局ホームページに掲載している納入申告書(Excelファイル)は、「令和」に対応しております。
- 配当割、株式等譲渡所得割の納入申告書については全国共通様式ですが、改元に伴う対応は各都道府県において対応が異なります。詳細につきましては各都道府県にお問い合わせください。
- その他、納入申告書の記載方法や取扱い等についてご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

東京都中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班 電話:03-3553-2158 主税局 課税部 課税指導課 個人事業税班 電話:03-5388-2969

※都民税利子割、配当割及び株式譲渡所得割の納入申告書の処理等は、都内全域分を中央都税事務所で一括して取り扱っています。

※記載例1:2019年5月行為分の都民税利子割納入申告書の場合 (2019年6月10日納入申告期限分)



※記載例2:2019年行為分の都民税株式等譲渡所得割納入申告書の場合 (2020年1月10日納入申告期限分)



★都民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の訂正、記入箇所は全て同じです。